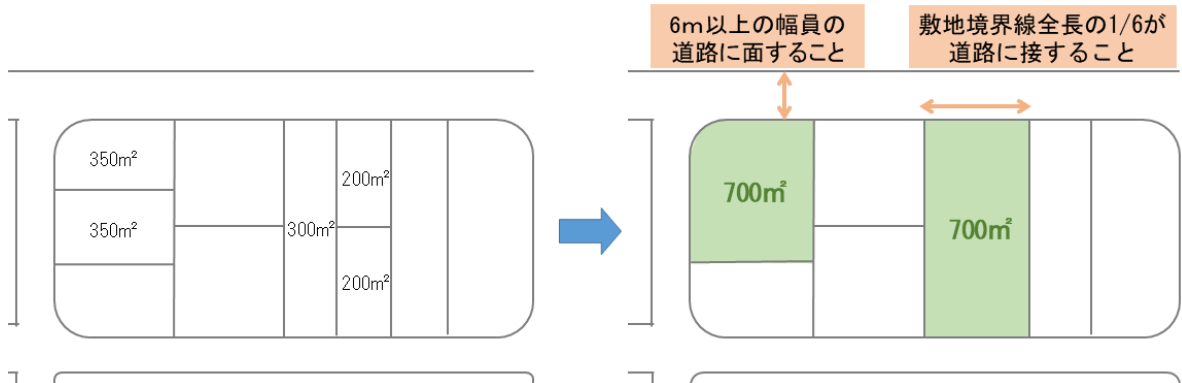
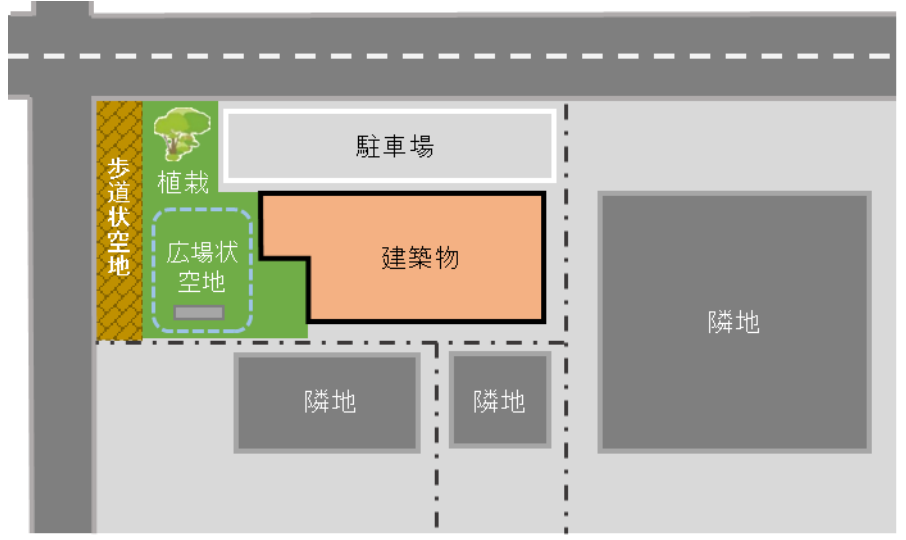


環境配慮型建築物の基準案の概要

項目	基準
敷地面積	(1) 建築物の敷地面積が、700平方メートル以上であること。 (2) 建築物の敷地が、幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、当該敷地が道路に接する部分の長さの合計が、敷地境界線全長の6分の1以上であること。 
外壁後退	(3) 敷地境界線からの後退距離が、1メートル以上であること。 
緑化率	(4) 建築物の敷地面積に対する緑地等（※右表）の面積の割合が、10パーセント以上であること。 ただし、非常時以外の場合において、自動車の出入り及び駐車場の用に供する部分、店舗等への出入口に通じる通路部分の面積は、緑地等の面積に含めないものとする。 

上記は、高度地区の誘導基準として定めるものであり、新たに規制を行うものではありません。

緑地等の分類	
分類	緑地等の面積
芝等	地上部が芝その他の地被植物、花壇その他これに類するもので被われている部分の水平投影面積
附属施設	芝等に附属して設けられる園路、土留その他の施設の水平投影面積（芝等の面積の合計の4分の1を超えない範囲で、かつ、芝等の面積と重複する部分を除く。）
歩道状空地	(1) 公共的に利用可能で道路と一体的に利用できる部分のうち、最小幅2メートル以上かつ4メートル未満の部分の面積 (2) 道路に接する敷地境界線の全幅（敷地が2以上の道路に接する場合は、歩道状空地を設ける面の敷地境界線の全幅）にわたり、歩道状空地が設けられている場合は、(1)の面積に1.2を乗じた面積 ※ 歩道状空地には、塀、広告塔及び立看板その他通行の妨げとなる工作物を設けないこと。 ※ 歩道状空地が最小限必要な車路等により分断されている場合は、道路に接する敷地境界線の全幅にわたり、歩道状空地が設けられているものとする。
広場状空地	ベンチやテーブルなど滞在快適性の向上に資する設備が設けられたもので、道路と一体として利用可能であり、道路又は歩道状空地に接する部分の長さの合計が6メートル以上かつ最小幅が4メートル以上である部分の面積に1.2を乗じた面積
にぎわい形成施設	建築物の床面積のうち、次に定める用途に供する部分の床面積の合計に0.2を乗じた面積 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途（建築物の1階に設ける場合に限る。） (2) 病院及び診療所 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項の家庭的保育事業等